

# マイカー規程

## 第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下「本連盟」という）の正会員が、使用する自家用車（二輪を含まない。）について定めたものである。

## 第2条（運転禁止）

運転者は道路交通安全に関する法令に従って安全運転を行うと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- （1）飲酒運転
- （2）過労運転
- （3）速度違反運転
- （4）携帯電話・スマホを使用しながらの運転
- （5）車輛が整備不良（装置の不備、調整の不完全）
- （6）天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき運転
- （7）その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

## 第3条（求償権および懲戒）

運転者が第2条の運転による事故を起こし、そのために本連盟が損害を受けたときは、本連盟はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

## 第4条（責任の所在）

- 自家用車で運行中に起こした事故については、本連盟は賠償責任を負わない。
2. 前項の事故による影響等については、本連盟は賠償責任を負わない。
  3. 自動車の駐車中における破損、盗難等の事故については、本連盟は補償を行わない。

## 第5条（運転権委譲の禁止）

自家用車の使用を認められた正会員は、承認された車両を他人に運転させてはならない。

## 第6条（自動車保険の加入）

自家用車使用者は、自賠責保険以外に、必ず任意保険に加入しなければならない。なお任意保険加入の基準は以下のとおりとする。

- （1）対人保険：無制限
- （2）対物保険：1,000万円以上

## 第7条（交通手当の支給）

自家用車使用者に対する交通手当の支給は以下の基準による。

いずれも、本連盟の業務上利用範囲に限る。

- 1、 ガソリン代 （レギュラーを基準とし、ハイオク、軽油の差額分は無しとする）  
往復キロ数×20円
- 2、 駐車料  
実費 ※1
- 3、 高速道路・有料道路通行料 （領収証やETC明細書等の書類を提出すること）  
実費 ※1 ※2
- 4、 修理費、交換部品代  
自己負担

※1 身体障害者手帳保有者は、身体障害者割引制度をはじめ各種割引制度を利用した割引後の運賃を原則とする。

※2 目的地まで一般道路での移動が1時間以上かかる場合、高速道路・有料道路通行の利用を認める。

## 第8条（交通手当の請求）

自家用車使用者が交通手当の請求は、企画終了後10日以内に請求しなければならない。なお、請求する際、領収書もしくは、明細書などを提出しなければならない。

- 2、受け取れる領収書もしくは、明細書・利用証明書などの提出が無いものは支給しない。
- 3、Google等でもっとも効率的な経路を原則としたルートを経由し、紙出力もしくはPDF等の電子データを提出すること。その際、走行距離や有料道路の情報等が記載あること。
- 4、やむを得ない事情により別ルートをとった場合は、支給する場合がある。ただし、業務の都合上もしくは天災等やむを得ない事情で効率的な経路を利用することができない場合は、実際に利用した経路の実費を支給する。ただし、証明書等の提出が必須である。

## 第9条

マイカー規程は、総会または理事会で変更することができる。

## 付 則

この規程は令和6年4月1日から適用する。

令和6年4月1日 施行